兵庫県まちづくり部営繕課長

質問回答について

兵庫県生田警察署建替整備事業に係る基本・実施設計業務公募型プロポーザルに 係る参加表明書等及び技術提案書等に関する質問について、以下のとおり回答しま す。

番号	質疑事項	回答
1	募集要項P2 3.参加資格 参加資格. キについて 元請で受託したとありますが、JVの構成員 で受託した実績も条件を満たしていると考 えて宜しいでしょうか。 また、その場合、JVの構成員として受託し た実績は単体で受託した実績と同等の評価 をして頂けると考えて宜しいでしょうか。	JV(共同企業体)で受託した業務実績は対象外とします。
2	募集要項P8 10. (3). イ. プレゼンテーション・ヒアリング時の留意事項パワーポイント等によるプロジェクターを使用しての説明とありますが、スクリーン及びプロジェクターについてはご準備いただけると考えて宜しいでしょうか。また、その場合、プロジェクターはHDMIにより接続できる仕様のものと考えて宜しいでしょうか。	スクリーン及びプロジェクターは、委員会事務局が準備します。 PC等とプロジェクターの接続端子は、VGA又はHDMI出力端子です。
3	募集要項P9 10. (4)評価項目等 配置技術者の能力について 保有資格、同種又は類似の業務実績、経験 年数のそれぞれの評価基準の内訳をご教示 ください。 また、配置技術者の実績について、従事し た立場によって評価が変わるのであれば、 それに係る係数もご教示ください。	募集要項P5に記載のとおり、評価及び審査に関する質問は、回答できません。

4	募集要項P9 10. (4)評価項目等 見積書について 提案者中、最低見積の金額の提示を以って 満点と考えて宜しいでしょうか。 また、評価基準があればご教示ください。	回答番号3のとおりです。
5	特記仕様書 P - 5 5)、9) 別紙4・別添4について 提供資料から読取れませんでした。後日提 供予定なのでしょうか。	別紙4は、特記仕様書P12が該当します。 別添4は、募集要項P4に記載のとおり、参加 表明書等を提出いただいた後に提供しま す。
6	特記仕様書P-9 別紙2 PCB調査について 別途調査資料を提供頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	過去に実施した設備機器に関するPCB調査 記録(主要設備機器一覧表及び分析結果報 告書(絶縁油))については、参加表明書等 を提出いただいた後に提供します。
7	特記仕様書P-10 別紙3 「※1 既存図面のCADデータ化は求めない」とありますので、解体図面は既存図面の切貼りによる作成は可と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	設計業務委託仕様書P-20 別添1 3-5 各種申請図書の作成及び申請 今回計画の内容について ・宅地造成及び特定盛土等規制法 ・都市計画法(開発許可要件) ・土壌汚染対策法 にかかる予定はないものと考えて宜しいでしょうか。 今回業務に含む場合は、差支えのない範囲で、具体的な仕様を提示願います。	「宅地造成及び特定盛土等規制法」及び「都市計画法(開発許可要件)」については、提案内容及び計画内容に応じた申請図書の作成及び申請手続を含みます。 「土壌汚染対策法」については、発注者側で今後同法第4条に基づく届出を提出する予定です。届出に添付する図面等を作成していただく場合があります。
9	敷地地盤調査及び敷地測量業務委託仕様書 P-30 2.2測量 測量について 要項P4.7では報告書を提供とあります。 今回業務では設計において不足する内容があれば、追加で測量するものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

L

募集要項 P3 4 参加の条件 (2)分担 (様式3)技術職員調書に人数を記載いただ 業務分野の再委託 くと同時に、(様式2)参加資格等に関する 誓約書 別表1 18~21の該当箇所にチェ 「構造及び設備設計一級建築士による設計 ックを記入してください。 への関与」について 10 なお、当該資格者を建築(構造)、電気設備 参加者の組織又は再委託先に当該資格者が 又は機械設備の担当主任技術者として配置 所属している旨を提出書類等に記載する必 する場合は、(様式6)に資格名を含めた必 要がある場合、(様式3)技術職員調書に人 要事項を記載し、保有資格を証するものの 数を記載すれば足りると考えてよろしいで 写しと併せてご提出ください。 しょうか。 募集要項 P9 10 審査及び評価 (4)評 価項目等 同種又は類似の業務実績については、棟単 「同種施設の業務実績」について 同一敷地内に新築した警察署庁舎棟及び待 位で判断します。左記の場合、警察署庁舎棟 機宿舎棟、車庫棟他で構成される延べ床面 の階数又は延べ面積で評価順位が決定する 積の合計が6,000㎡を超える建築物の設計 とお考えください。 実績は「評価順位1」に該当するという理 解でよろしいでしょうか。 特記仕様書P3 2.1.2 建築基準法の遵守において、民間審査機関 現行の建築基準法では、計画通知は建築主 12 による計画通知の審査を認めていただける「事に通知する必要があります。 でしょうか。 特記仕様書P3 2.1.2 土壌汚染対策法の遵守において、価格提案 の中に、敷地の地歴調査費を見込むべきで 土壌汚染対策法に関する調査費は、価格提 しょうか。また、地歴調査をもって、担当課 案(見積書)に見込む必要はありません。 から現地調査を指示された場合の調査費 は、今回の価格提案には入らないと考えて よろしいでしょうか。 特記仕様書P12 当該業務の発注者(建築主)は、県(営繕課、 業務細分率において、建築主への説明、建築 設備課、県警本部、警察署含む)です。 募集要項P10 11(3)に記載のとおり、県と 主の要求等の確認が含まれていません。こ れは、受託者は、所轄警察に対する直接説明十分に協議して進めるものとお考えくださ が不要であると理解してよろしいでしょう か。 募集要項P15 構造設計一級建築士、設備設計一級建築士 回答番号10のとおりです。 15 が直接設計を行わず、社内で関与する場合、

これを照査する調書は不要でしょうか。

16	募集要項P17 備考 6 でPUBDISの登録がある場合は、その趣旨から考えて、契約書や施設概要が確認できる平面図等は不要と考えてよろしいでしょうか。	PUBDISの写しを提出する場合でも、備考5の書類の提出は必要とお考えください。
17	募集要項P24 見積書 2/2 特記仕様書 p-8 に示される提出図書のうち、1.1 1.2 2.1までの項目が基本設計費に該当し、以降の項目はすべて実施設計費に計上すると考えてよろしいでしょうか。各種申請図書、完成予想図完成模型、その他調査報告書、敷地測量等を追加業務費に含めるのであれば、その旨ご指示ください。	特記仕様書P12の項目を基に計上してください。 なお、敷地測量は基本設計費に計上してください。
18	募集要項P24 見積書 2/2 設計業務費の中での追加業務費とは、どの ような項目を指すのかお教えください。	回答番号17のとおりです。
19	募集要項P24 見積書 2/2 防災評定・構造評定業務費に、各種申請業務 に必要な適合性判定費等を含むのでしょう か。お教えください。	回答番号17のとおりです。
20	募集要項P24 見積書 2/2 提案者が、構造評定業務は不要と考えた時、 当該業務費は含まないと考えてよろしいで しょうか。その場合、備考欄に記載が必要で しょうか。	お見込みのとおりで、備考欄に記載してく ださい。
21	募集要項P24 見積書 2/2 諸経費等の記載内容は、告示 8 号に含まれる特別経費、直接経費、間接経費、技術料等 経費が該当し、設計費の部分は直接人件費 のみを記載すると考えてよろしいでしょう か。	業務経費及び技術料等経費が全て計上されるよう1~6の内訳で記載してください。
22	その他 計画施設に配置される部署ごとの所員数を お教えください。	計画施設は署員数約340名規模の警察署となります。 内訳は、警務・留置管理部門約30名(一部3交替勤務)、会計部門約10名、刑事部門約65名、生活安全部門約40名、交通部門約30名、地域

		如田幼195月(9六井耕改 こと 4475月) 小木巫
		部門約135名(3交替勤務。うち約75名は交番配置)、警備部門は非公開としております。なお、交番配置の者は、署内での個別執務スペースを必要としませんが、個人用ロッカーの配置及び共用施設(シャワー等)の利用は考慮してください。
23	その他 計画施設に配置される部署ごとの必要面積 をお教えください。	募集要項P4に記載のとおり、参加表明書等を提出いただいた後に提供する別添4設計参考資料を参照ください。
24	その他 計画施設に設置予定の来場者用駐車場、庁 内用駐車場の必要台数をお教えください。	回答番号23のとおりです。
25	その他 計画施設に必要な部署ごとの倉庫スペース について、概略の計画があれば、お教えくだ さい。	回答番号23のとおりです。
26	その他 柔道場、剣道場、訓授室は必要でしょうか。	回答番号23のとおりです。
27	その他 敷地形状がわかる資料についてご教示くだ さい。	募集要項P4に記載のとおり、参加表明書等を提出いただいた後に提供する敷地測量委託報告書を参照してください。
28	その他 解体設計は地下躯体や杭を含み完全に解体 撤去する考えでよいでしょうか。また、撤去 が困難なものや、残すことが安全性や計画 上有効である場合は一部を残すことは可能 と考えても良いでしょうか。	地下工作物については、基本的に全て撤去 の方針で検討していますが、提案内容及び 計画内容に応じて、関係官公庁と協議のう え、適法かつ計画建築物及び周囲の安全性 を考慮した適切な計画である場合は、残置 することも可能と考えます。
29	その他 解体設計の内訳書及び数量積算基準がありましたらご提示をお願いします。解体設計の積算は現存する設計資料によるところが大きいですが、数量が拾えないものは統計値による算出は可能でしょうか。また、配管・配線の数量積算の考え方をお教えください。	内訳書及び数量積算基準に係る資料については、当該基本・実施設計業務の委託者決定後に提供します。 コンクリート殻等の解体材の数量は、面積に一定の率を乗じた数量を算出します。配管・配線は、原則として、建築とりこわし工事の積算に含めることとします。配管のうち、アスベスト含有建材は既設図と現地確認により撤去数量を算出してください。また、屋外配管・配線については、撤去数量を拾い出すものとします。

30	その他 計画敷地、隣地及び前面道路の高低測量図 をご教示ください。	回答番号27のとおりです。
31	その他 前面道路の車両規制等の制限の有無をご教 示ください。	○生田署東側道路 ・南行き一方通行 ・大型車両,大型特殊車両,特定中型車両通行禁止 ・最高速度 40km ・駐車禁止 ○生田署西側道路 ・最高速度 30km ・駐車禁止 ・神戸市道生田北80号線まで相互通行区間
32	その他 インフラ図面をご教示ください。	回答番号27のとおりです。
33	その他 新築工事と解体工事の施工は別途発注と考 えて宜しいでしょうか。	解体工事と新築工事は一つの工事として発 注することを想定しています。